

(案)

印 紙
貼 付

契 約 書

役務の名称 札幌市例規・法令検索システム等運用業務

上記の役務について、発注者札幌市（以下「甲」という。）と、
受注者（以下「乙」という。）は、
次のとおり契約を締結する。

- 1 契約金額 総額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
月額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 2 履行期間 令和 4 年 8 月 1 日から
令和 9 年 7 月 3 1 日まで
- 3 契約保証金 「免除」又は「金 円」
- 4 その他の事項 別紙条項のとおり

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を
保有する。

令和 4 年 月 日

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
甲 札 幌 市
代表者 市長 秋 元 克 広

住 所
乙 商号又は名称
職・氏名

注) 印紙については、契約の種別ごとに課税対象であるか否かを確認すること。

(総則)

第1条 甲及び乙は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書を内容とする役務契約をいう。以下同じ。）の履行に当たって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。

2 乙は、役務（この契約に基づき履行する役務をいう。以下同じ。）を、この契約の履行期間内において履行するものとし、甲は、履行が完了した役務に対し、契約金額を支払うものとする。

3 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。

4 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

6 この約款に定める承諾、通知（第9条第2項を除く。）、請求、指示、催告、表示及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、役務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約保証金)

第3条 乙は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、甲が、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

2 前項の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、役務の一部であって、役務の性質上特に甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

2 乙は、前項ただし書の規定により役務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

3 甲は、前項の承諾に当たり、乙に対して、乙が第1項ただし書の規定により役務の一部を委託する第三者の商号又は名称、住所、委託する役務の範囲その他必要な事項の通知を求めることができる。

4 乙は、第1項ただし書の規定により役務の一部を第三者に委託した場合、甲に対し、当該委託に基づく当該第三者の受託に係る全ての行為について責任を負うものとする。

(監督等)

第6条 甲は、適正な役務の遂行を図るため、乙に対して常に状況に応じた監督を行い、この契約の履行を確保するものとする。

2 乙は、前項の規定による甲の監督を受け、甲から役務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

(甲に対する損害賠償)

第7条 乙は、役務の遂行上において、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えた場合には、第13条の2の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、甲の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

(第三者に対する損害賠償)

第8条 乙は、役務の遂行上において、乙の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

(検査等)

第9条 乙は、一月ごとの役務を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内(以下「検査期間」という。)に乙の立会いの下に役務内容の検査(以下「完了検査」という。)を行い、その結果を乙に通知するものとする。

3 乙は、完了検査に合格しないときは、甲の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前2項の規定を準用する。

(契約金額の支払)

第10条 乙は、役務の成果について完了検査を受け、その結果当該完了検査に合格したときは、契約月額を支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内(以下「約定期間」という。)に前項の契約月額を支払わなければならない。

3 甲がその責に帰すべき事由により検査期間内に完了検査をしないときは、その期限を経過した日から完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

4 甲は、この契約の履行に際して、役務の一部を履行しないものがある場合には、第1項の契約月額から当該履行しない割合に相当する金額を減額することができる。

5 甲は、乙が甲に損害を与えたときには、甲乙協議成立までの間、第1項の契約月額を支払を保留することができる。

(履行遅延の場合における違約金等)

第11条 乙の責に帰すべき事由により一月ごとの役務を完了することができない場合においては、甲は、違約金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、契約金額につき、履行期間満了日の翌日から完了検査(第9条第3項で準用する場合を含む。)に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第

256 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号)において定める割合(以下「違約金算定率」という。)で計算した額(100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。ただし、遅延日数は、当該完了検査に要した日数を除くものとする。

3 契約により期日を定めて分割履行する場合は、第 1 項の違約金は、その分割量に応ずる契約金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。

4 乙は、天災その他の乙の責めに帰することができない事由により履行期間内に役務の履行ができないときは、甲と協議の上、履行期間の延長を行うことができる。ただし、役務の性質上、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合においては、この限りでない。

5 甲の責めに帰すべき事由により、前条第 2 項の規定による契約金額の支払が遅れた場合において、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、違約金算定率で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(談合行為に対する措置)

第 12 条 乙は、この契約に係る入札に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の総額の 10 分の 2 に相当する額を甲に支払わなければならない。この契約による役務が完了した後においても、同様とする。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 49 条に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかった場合にあっては、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令)が確定したとき。

(2) 乙又は乙の役員若しくは使用人が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 の規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。)したとき。

(3) 前 2 号に規定するもののほか、乙又は乙の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第 96 条の 6 の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項に規定する場合においては、甲は、契約を解除することができる。

3 前 2 項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(契約の解除等)

第 13 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 履行期間内に役務の全部又は一部を履行しないとき。

(2) 第 9 条第 3 項の規定に基づき、甲が指示した期間内に補正しないとき。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすること

ができる。

- (1) 役務が履行不能であるとき。
- (2) 役務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 役務の一部の履行が不能である場合又は役務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
- (4) 特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその期間を経過したとき。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
- (6) この契約の締結、履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。
- (7) 第 4 条の規定に違反し、甲の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (8) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者を、乙が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。）が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らなから、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに応じなかったとき。

チ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

3 甲は、第1項又は前項（第8号を除く。）の規定により契約を解除した場合において、乙が既に完了した部分の役務において提供を受ける必要があると認めたときは、当該完了した部分の完了検査を行い、当該完了検査に合格した役務の提供を受けることができる。この場合、甲は、当該提供を受けた役務の完了部分に相当する契約金額を乙に支払わなければならない。

4 乙は、第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合に乙に損害が生ずることがあっても、甲に対してその損害の賠償を求めることができない。

5 甲の責めに帰すべき事由により乙が第1項各号又は第2項各号（第8号を除く。）に該当したときは、甲は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の賠償金）

第13条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、甲は、契約金額の100分の10に相当する金額（甲に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額）を賠償金として請求することができる。

(1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金が納付されているときは、甲は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

（契約解除に伴う措置）

第13条の3 乙は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、貸与品、支給材料等（使用済み部分を除く。以下同じ。）があるときは、遅滞なくこれらを甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が乙の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

2 乙は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、甲が所有又は管理する履行場所（以下「履行場所」という。）に乙が所有する器具、材料その他の物品があるときは、遅滞なく当該物品等を撤去（甲に返還する貸与品、支給材

料等については、甲の指定する場所へ搬出。以下同じ。)するとともに、履行場所を原状に復して甲へ明け渡さなければならない。

- 3 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所の原状回復を行わないときは、甲は、乙に代わって当該物品等を処分し、履行場所の原状回復を行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることとはできず、また、甲が処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

- 4 第1項及び第2項に規定する乙が行う原状回復等の期限及び方法については、甲が指示するものとする。

(契約保証金の返還)

- 第14条 甲は、乙が履行期間中の全ての役務を完了し、完了検査に合格したときは、契約保証金を返還しなければならない。

(裁判管轄)

- 第15条 この契約に関する訴訟は、甲の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

(その他)

- 第16条 乙は、この約款に定めるもののほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

- 2 乙は、甲から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

- 3 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。